

広島大本番レベル模試

大問一

問一 各2点 解答通り

a 掲載 b 頻発 c 悔 d 画期的 e 悲惨

問二

■形式上の不備

- ・文末表現については要素D参照
- ・句点の抜けは、**1点減点**

基準

配点：6点

■模範解答

A	科学者の中でも	B	医師の職業倫理は古代から存在していたことを	C	筆者も知っていることを読
	者に伝える	D	ため。		

■採点方法：各要素単独採点

■字数：制限なし

■要素A **科学者の中でも：2点**

- ・同意例：科学者コミュニテイにおいて 等
- ・「科学者→医師」という説明になっていない／「医師」のみの説明に留まる場合、**加点数なし**

■要素B **医師の職業倫理は古代から存在していたことを：2点**

- ・同意例：医師の職業倫理は既に存在していたことを 等
- ・「医師」に限定していない表現は、**1点減点**

■要素C **筆者も知っていることを読者に伝える：2点**

- ・同意例：事実を受け入れていることを読者にアピールする 等
- ・「示している」といった表現のみ／譲歩についての説明がない場合、**1点減点**

■要素D **ため。**

- ・「意図。」「ため。」「等」になっていなければ、**1点減点**
- ・※理由を表す「から。」「・」の「。」になっている場合は、**1点減点**

■形式上の不備

- ・文末表現は要素C参照
- ・句点の抜けは、**1点減点**

基準 配点： 8点

■模範解答

A	不正な研究が著しく増加することで	B	科学の発展が妨げられると共に、科学や科学者コミュニティ
		C	イが、社会からの信頼を大きく損なうという事態を引き起こした という問題。

- 採点方法：各要素単独採点
- 字数：制限なし

■要素A 不正な研究が著しく増加することで：4点

- ・「科学者の不正行為によって」「研究不正の著しい増加により」のどちらかの表現が使用されていない場合、**2点減点**
- ・「科学者が不正行為を行うことで」「不正な研究が増えたことによって」等は、許容
- ・最後に順接表現を用いていない場合、**1点減点**
- ・「日本国内」に限定していない内容は、**2点減点**

■要素B 科学の発展が妨げられると共に、科学や科学者コミュニティが、社会からの信頼を大きく損なうという事態を引き起こした：4点

- ・「科学そのものの発展を妨げるだけでなく、科学や科学者コミュニティの社会からの信頼を大きく損なう」という表現が使用されていない場合、**2点減点**
- ・「そのもの」が省略されている 等は、許容
- ・「という事態を引き起こした」が省略されている場合、許容

■要素C という問題。

- ・文末は「という問題を引き起こした。」等も可
- ※「問題」の代わりに「こと」等も可
- ※理由を表す「から。」「ため。」「ので。」「になっている場合は、**1点減点**

■形式上の不備

- ・文末表現は要素C参照
- ・句点の抜けは、**1点減点**

基準 配点： 8点

■模範解答

A

殺人を目的とした毒ガス開発に用いられた、第一次世界大戦当時のアンモニア合成の技術や、

B

大量殺人をもたらす原爆開発に用いられた、第二次世界大戦当時の原子核分裂の技術

C

などのこと。

■採点方法：各要素単独採点

■字数：制限なし

■要素A 殺人を目的とした毒ガス開発に用いられた、第一次世界大戦当時のアンモニア合成の

技術や、**4点**

- ・「毒ガス」「アンモニア合成の技術」の明示がない場合、**それぞれ2点減点**
- ・「殺人を目的とした」「第一次世界大戦当時」の明示がない場合、**それぞれ1点減点**

■要素B 大量殺人をもたらす原爆開発に用いられた、第二次世界大戦当時の原子核分裂の技

術：**4点**

- ・「原爆開発」「原子核分裂の技術」の明示がない場合、**それぞれ2点減点**
- ・「大量殺人をもたらす」「第二次世界大戦当時」の明示がない場合、**それぞれ1点減点**

※「殺人を目的とした(要素A)」、「大量殺人をもたらす(要素B)」を一括し、要素Aの「毒ガス」「アンモニア合成の技術」と要素Bの「原爆開発」「原子核分裂の技術」のそれぞれ
の修飾語句として表現してあるものは、**減点無し**

■要素C などのこと。

- ・文末が「こと。」「のような科学技術のこと。」「等になっていなければ、**1点減点**
- ※理由を表す「から。」「ため。」「ので。」「になっっている場合、**1点減点**

負の影響

問四 2

5点 解答通り

■形式上の不備

- ・文末表現は要素C参照
- ・句点の抜けは、**1点減点**

基準 配点： 8点

■模範解答

A
科学なしには解決できないが、
政治や経済の力を借りて解決を図る必要のある

B

C
トランス・サイエンスのこと。

- 採点方法：各要素単独採点
- 字数：制限なし

■要素A 科学なしには解決できないが：2点

- ・「科学に問いかけることはできるが」は許容

■要素B 政治や経済の力を借りて解決を図る必要のある：3点

- ・「科学だけでも解決できない」「科学によって答えることのできない」のみの提示に留まる場合、**2点減点**

- ・「政治や経済の力を借りて解決を図る」等の明示がない場合、**2点減点**

■要素C トランス・サイエンスのこと：3点

- ・「トランス・サイエンス」の明示がない場合、**2点減点**
 - ・文末が「こと。」「トランス・サイエンス。」「問題。」等になっていない場合、**1点減点**
- ※理由を表す「から。」「ため。」「ので。」になっている場合、**1点減点**

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照
- ・句点の抜けは、**1点減点**

基準 配点… **15点**

■模範解答

A
人の健康や環境に深刻かつ不可逆的な被害をもたらす恐れがある場合は、
十分な科学的確実
性がなくとも、
事前に予防措置をとってもよいとする予防原則を、
子々孫々まで大きな影
響を及ぼすことになるゲノム編集には、
直ぐにでも当てはめられるようにする必要があるので、
ろう、
ということ。

C
D
E
F

■採点方法…各要素単独採点

■字数…制限なし

■要素A 人の健康や環境に深刻かつ不可逆的な被害をもたらす恐れがある場合は…3点

- ・「深刻かつ不可逆な」等がなければ、**1点減点**
- ・「中国の人体実験」等 事例の有無は不問

■要素B 十分な科学的確実性がなくとも…3点

- ・同意例… 不確かな段階であっても 等

■要素C 事前に予防措置をとってもよいとする予防原則を…3点

- ・「予防措置をとる」の明示がない場合、**2点減点**
- ・同意例… 事前の予防措置として 等

※要素A～Cが「予防原則」の内容であることを明示がない場合、**1点減点**

■要素D 子々孫々まで大きな影響を及ぼすことになるゲノム編集には…3点

- ・同意例… 次の世代へと受け継がれていくゲノム編集においては 等
- ・「子々孫々まで大きな影響を及ぼす」等がなければ、**2点減点**
- ・「ゲノム編集」の限定が無ければ、**1点減点**

■要素E 直ぐにでも当てはめられるようにする必要があるだろう、…3点

・同意例… すぐに適用すべきだ／差し迫ったこととして使う 等

・「直ぐにでも」等がなければ、**2点減点**

・「必要があるだろう」等 筆者の意見であることがわかる表現がない場合、**1点減点**

■要素F ということ。

・文末が「こと。」等になっていない場合、**1点減点**

※理由を表す「から。」「ため。」「ので。」になっている場合、**1点減点**

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照
- ・句点の抜けは、**1点減点**

基準 配点… **20点**

■模範解答

A	科学者は、	B	研究機関や専門学会の一員として守るべき	C	行動規範として職業倫理をもち、
D	人々のために専門的知識を通じて予見しうる社会的リスクを防止する	E	職業的義務を負うもの	F	として社会的責任を負うべきだ。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…百字以内

■要素A 科学者は…1点

■要素B 研究機関や専門学会の一員として守るべき…3点

- ・同意例… 大学、研究所などの機関や個別の専門学会の一員として守るべき 等

■要素C 行動規範として職業倫理をもち…3点

- ・同意例… 科学者内部の行動規範及び職業倫理をもち、 等

■要素D 人々のために専門的知識を通じて予見しうる社会的リスクを防止する…3点

- ・「人々のために」の有無は不問
- ・同意例… 研究成果が社会に被害を及ぼさないよう 等

■要素E 職業的義務を負うものとして社会的責任を負う…3点

- ・「職業的義務を負う」等がない場合、**1点減点**
- ・同意例… 社会的責任があり、その立場にもある 等

■要素F べきだ…2点

- ・同意例… 必要がある。／しなければならぬ。 等
- ・文末が「科学者の義務」を意味する表現になっていない場合、**2点減点**
- ※理由を表す「から」「ため」「ので」になっている場合、**1点減点**

第二問

■採点の原則

- ① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文(章)の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ② 文脈のねじれがある、また主述の対応に問題があると判断される場合は、要素ごとに加点した上で、全体から1点減点する。
- ③ 漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の抜けなどについては、一つごとに1点減点する。

問一

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

基準 配点 1 2点

■模範解答例

A 「僕」と「杏子」の出合は緊張感のない淡々としたもので、付き合い始めたきっかけもあっさりとしたもの
B 緊張感のない淡々としたもので、付き合い始めたきっかけもあっさりとしたもの
C 緊張感のない淡々としたもので、付き合い始めたきっかけもあっさりとしたもの
D のだったので、それを劇的なニュアンスのあるラブストーリーなどと言うのに少しためらいを感じたから。
E

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限なし

■要素A 「『僕』と『杏子』の出合は」…2点

- ・主語・主題提示。ほぼ同等の説明があればよい。

■要素B 「緊張感のない淡々としたもので」…3点

- ・「緊張感のない」、「淡々とした」のいずれか一つだけが示されている場合は2点。

■要素C 「付き合い始めたきっかけもあっさりとしたものだった」…2点

- ・「付き合い始めたきっかけ」がなければ1点。

■要素D 「それを劇的なニュアンスのあるラブストーリーなどと言う」…3点

- ・「劇的なニュアンスのある」はほぼ同意であればよい。

■要素E 「少しためらいを感じた」…2点

- ・「ためらい」とほぼ同等の説明があると判断されるものを許容。

■要素F 文末形式は「…ので・から」が原則であるが、設問の求める理由説明の形になっていると判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素F参照

基準 配点 1 2 点

■模範解答例

A | 事情を知らない他人の目には、仲睦まじい夫婦と映るかもしれないが、妻の揃えた外国製高級生活雑貨を持
B |
C |
D | つて頻繁にピクニックに出かけることが、どれほど気恥ずかしいか他人には分かるまいという苦々しい思い。
E |

- 採点方法…各要素単独採点
- 字数制限なし

- 要素A 「事情を知らない他人の目には」…2点
- ・「事情を知らない」に相当する説明がなく、単に「他人・人」とだけある場合は1点。

- 要素B 「仲睦まじい夫婦と映るかもしれない」…2点
- ・「(他人は)羨ましく思うかもしれない」といった説明でも可。

- 要素C 「妻の揃えた外国製高級生活雑貨を持って頻繁にピクニックに出かけることが」…2点
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

- 要素D 「どれほど気恥ずかしいか他人にはわかるまい」…3点
- ・「僕」の「気恥ずかしさ」に言及できていれば可。

- 要素E 「苦々しい思い」…3点
- ・ほぼ同等の説明と判断できれば加点してよい。

- 要素F 思い・気持ち・心情を説明する答案形式になっていれば、広く許容してよい。不適切な文末形式と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素F参照

基準 配点 1 2点

■模範解答例

A 「僕らは幸福だ」という「僕」の言葉に対して 「いいわ」という不可解な返事をした 「杏子」の奇妙さは、
B
C
D 「僕らは幸福だ」という「僕」の言葉に対して 「いいわ」という不可解な返事をした 「杏子」の奇妙さは、
E
自分が経験的に知っていた風変わりで個性的な女性とはまったく違う 人間離れたものに思われたから。

- 採点方法…各要素単独採点
- 字数制限なし

■要素A 「『僕らは幸福だ』という『僕』の言葉に対して」…2点

■要素B 「『いいわ』という不可解な返事をした（『杏子』）」…2点

- ・「不可解」という説明がなければ1点。

*A・Bは、夫婦のやりとりについてほぼ同内容の説明が出来ていればよい。

■要素C 「『杏子』の奇妙さ」…2点

■要素D 「自分（『僕』）が経験的に知っていた風変わりで個性的な女性とはまったく違う」…3点

- ・「風変わり」「個性的」のいずれか一つしか示されていない場合は2点。

■要素E 「人間離れたものに思われた」…3点

- ・普通の人間とは思えないというニュアンスの説明があれば加点してよい。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点とする。

■要素F 文末形式は「…ので・から」が原則であるが、設問の求める理由説明の形になっていると判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

問四 6点 解答通り

たまにはき

問五

■形式上の不備

- ・文末表現は要素E参照

基準 配点 12点

■模範解答例

A①

「杏子」に見えるものとは、視覚で捉えうる単なる「僕」の姿・形であり、よく見えないものとは、他者と

A②

C

D

は明確に区別される、「僕」という人間がその全体で主張している自己の存在感である。

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限なし

■要素A①「『杏子』に見えるものとは」②「よく見えないものとは」…3点

・答案全体から「(『杏子』に)見えるもの」と「見えないもの」の対比が読み取れば、要素として明確に指摘できなくても加点してよい。

■要素B「視覚で捉えうる単なる『僕』の姿・形」…3点

- ・「視覚で捉えうる」は「目に見える」という程度の説明で可。

■要素C「他者とは明確に区別される」…2点

- ・「僕」の固有性というニュアンスが読み取れる説明になっていれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「『僕』という人間がその全体で主張している自己の存在感」…4点

- ・「自己の存在を主張する」といことが読み取れば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点

■要素E 二項の対比・相違を説明する答案形式になっていれば許容してよい。不適切な文末形式と判断される場合は1点減点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

基準 配点 1 6点

■模範解答例

A
 家の中で二人つきりでいる時には、「僕」がいいもののようには見えないという「杏子」の憐れみのこもつ
 C
 た、しかし生き生きとした言葉を、家庭内の「僕」が不快で不可解な異物のような存在でしかないと
 D
 いる「杏子」の狂気じみた本心の吐露だと理解したから。
 B

■採点方法…各要素単独採点

■字数制限なし

■要素A「家の中で二人つきりでいる時には、『僕』がいいもののようには見えない」…3点

- ・「家の中で」「二人つきりでいる」のいずれかを欠く場合は2点。両方を欠く場合は1点。

■要素B「『杏子』の憐れみのこもつた」…2点

- ・本文の「すまなそうな」に対応する。本文そのままでもよいし、同等のニュアンスが示されていると判断できれば加点してよい。

■要素C「（しかし）生き生きとした言葉」…2点

- ・「しかし」という逆接はなくても可。

■要素D「家庭内の『僕』が不快で不可解な異物のような存在でしかないと思っている『杏子』」…5点

- ・「不快」「不可解」「異物」は、一つ欠くごとに1点減点し、全てを欠く場合は0点。

■要素E「狂気じみた本心の吐露だと理解した」…4点

- ・「狂気じみた」に相当する説明を欠く場合は2点。
- ・「本心の吐露」はほぼ同等の説明と判断できれば広く許容して2点与えてよい。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素F 文末形式は「…ので・から」が原則であるが、設問の求める理由説明の形になっていると判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

第三問

■採点の原則

- ① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文(章)の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ② 文脈のねじれがある、また主述の対応に問題があると判断される場合は、要素ごとに加点した上で、全体から1点減点する。
- ③ 漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の抜けなどについては、一つごとに1点減点する。

問一 各2点 解答通り

ウ

オ

比喩(譬喩や直喩も認める)

問二

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

基準 配点 8点

■模範解答例

A 抽象的な色を塗るための 絵具という視覚的な素材を厚く塗り込めて盛り上げることに
B により、そこに絵具本
C 来の機能を超えた、手触りという触覚を表現する力を感得したということ。
E

来

- 採点方法…各要素単独採点
- 字数制限なし

- 要素A「抽象的な色を塗るための」…1点
 - ・色の抽象性という点に言及できていれば可。

- 要素B「絵具という視覚的な素材」…1点
 - ・「視覚」に相当する説明ができていると判断できれば加点してよい。

- 要素C「厚く塗り込めて盛り上げることににより」…2点
 - ・これと同等の説明を欠く答案はまずなからうと予想される。ほぼ同内容で可。

- 要素D「絵具本来の機能を超えた」…1点
 - ・絵具の本来の使い方を超えている、あるいは逸脱しているといった説明があれば可。

■要素E 「手触りという触覚を表現する力を感得した」…3点

- ・「触覚」は「感触」でも可。これに相当する説明がなければ2点。
- ・「手触り」という語を欠く場合は1点。

■要素F 「…こと」という文末形式が原則。但し、設問の求める内容説明の形になっていると判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素C参照

基準 配点 6点

■模範解答例

A

画家の見ているのはあるがままの風景そのものであり、そこに別の何らかの意味が託されているわけではない

B

ということ。

- 採点方法…各要素単独採点
- 字数制限なし

- 要素A「画家の見ているのはあるがままの風景そのものであり」…3点
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

- 要素B「そこに別の何らかの意味が託されているわけではない」…3点
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

- 要素C「…こと」という文末形式が原則。但し、設問の求める内容説明の形になっていると判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・ 文末表現は要素D参照

基準 配点 6点

■ 模範解答例

A

画家は、風景の形状や様態をキャンバスに写し取った上で、そこに絵具を塗り込めるといふ行為が生み出す

B

C

自分の喜びそれ自体を絵画に表現しようとしたといふこと。

- 採点方法…各要素単独採点
- 字数制限なし

■ 要素A 「画家は、風景の形状や様態をキャンバスに写し取った上で」…2点

- ・ 「風景の形状や様態」はもつと簡略でも、具体的事物の提示でも可。

■ 要素B 「絵具を塗り込めるといふ行為が生み出す」…2点

■ 要素C 「自分の喜びを絵画に表現しようとした」…2点

* B・Cとも、説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■ 要素D 「…こと」といふ文末形式が原則。但し、設問の求める内容説明の形になっていると判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素E参照

基準 配点 1 2 点

■模範解答例

A
 年齢を重ねるにつれて画家の内面も豊かになり、若い頃のように絵具の厚塗りにむやみにエネルギーを費やすことのロスに気づき、多くの情報量を微細かつ綿密にキャンバス上に表現しようとして、かえって絵具の塗り方は薄く微妙なものになるからだと考えている。
 C
 D

- 採点方法…各要素単独採点
- 字数制限なし

- 要素A 「年齢を重ねるにつれて画家の内面も豊かになり」…3点
- ・「年齢を重ねる(年をとる)」ということだけが示されている場合は1点。

- 要素B 「若い頃のように絵具の厚塗りにむやみにエネルギーを費やすことのロスに気づき」…4点
- ・「若い頃のように」を欠く場合は3点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

- 要素C 「多くの情報量を微細かつ綿密にキャンバス上に表現しようとして」…4点
- ・「微細」と「綿密」は片方を欠いてもよい。またほぼ同意の説明があれば加点してよい。欠く場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

- 要素D 「絵具の塗り方は薄く微妙なものになる」…1点
- ・ほぼ同意と判断できれば許容。

- 要素E 文末表現は、「…と考えている」を欠く「…から…ので」という説明形式の形でもよい。不適切と判断される場合は1点減点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素E参照

基準 配点 1 2点

■模範解答例

A B

印象派以前の絵画は、何らかの情報や思想を表現するための媒体としての価値を持たされていたと考えられ、

C D

絵具をどのようにキャンバスに塗るかという筆触によって示される 画家の個性は、抹消するべきものと考

えられていた。

■採点方法・各要素単独採点

■字数制限なし

■要素A 「印象派以前の絵画は」…2点

- ・主語・主題提示。

■要素B 「何らかの情報や思想を表現するための媒体としての価値を持たされていた」…4点

- ・「絵画」が「表現媒体」になっているというニュアンスが読み取れれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素C 「絵具をどのようにキャンバスに塗るかという筆触によって示される」…3点

- ・「絵具をどのようにキャンバスに塗るか」という説明に関しては、ほぼ同じニュアンスが説明されていると判断できれば許容。これに相当する説明がなく、「筆触」という語だけ使われている場合は2点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D 「画家の個性は、抹消するべきもの」…3点

- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E 設問の求める「絵画の価値」・「筆触についての考え方」を説明する答案形式になっていると判断できれば許容。不適切と判断される場合は1点減点。